

説明会後に資料の一部修正を行っています。

令和3年8月豪雨災害により被災された 商工業者の皆様に対する県支援制度

1. 佐賀型商工業者再建補助金
2. 佐賀型商工業者BCP策定支援補助金
3. 佐賀県事業継続力強化支援補助金（災害型）

【ご留意事項】

- ・現在、各事業の詳細は調整中であることから、本資料の内容は事業のあらまし（概要）になります。
- ・現時点でご案内できる内容を抽出し資料としてまとめています。

令和3年10月26日・27日



1. 佐賀型商工業者再建補助金

県内全域の被災商工業者の復旧を支援

補助率	中小企業・小規模事業者 3 / 4、中堅企業 1 / 2
補助内容	復旧支援（施設、設備）
上限額	3億円（※原形復旧費用の範囲内） ※再度の被災、売上高20%以上減少、既往災害復旧債務などの要件を満たす場合は、1億円まで定額補助（10/10）（※原形復旧費用の範囲内）
要件	・ 保険への加入 ・ BCP（災害など緊急事態発生時に事業の復旧・継続を図るための計画）策定 など

原状復旧を上回る防災機能向上を含めた復旧も可能
（※原形復旧費用の範囲内）



「佐賀型商工業者再建補助金」で設ける要件

<補助事業者となるための要件>

下記の要件を満たす場合に申請可能

- ① 令和3年8月豪雨以前に災害対策を実施していた事業者
 - ② 令和3年8月豪雨以前に保険に加入していた事業者
 - ③ BCP(事業継続力強化計画等)を策定する事業者若しくは策定済の事業者
 - ④ この補助金で復旧した設備等について保険に加入する事業者(小規模事業者は推奨)
- ①・②はいずれか

<定額補助の要件>

下記の全ての要件を満たす場合、1億円を上限に定額の補助を受けることができる

- ① 過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれかの事業者
 - ・事業用資産への被災が証明できる事業者
 - ・災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
- ② 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者
 - ※「過去の災害」前1年以内の3か月と「今回の災害」前の応当する3か月の売上高を比較
- ③ 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており知事が認めた事業者
- ④ 令和3年8月豪雨により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者
- ⑤ 令和3年8月豪雨により、施設又は設備が被災した被害額に対して、付保割合が30%以上の災害保険・共済等に加入している事業者(小規模事業者は⑤の要件は課さない)

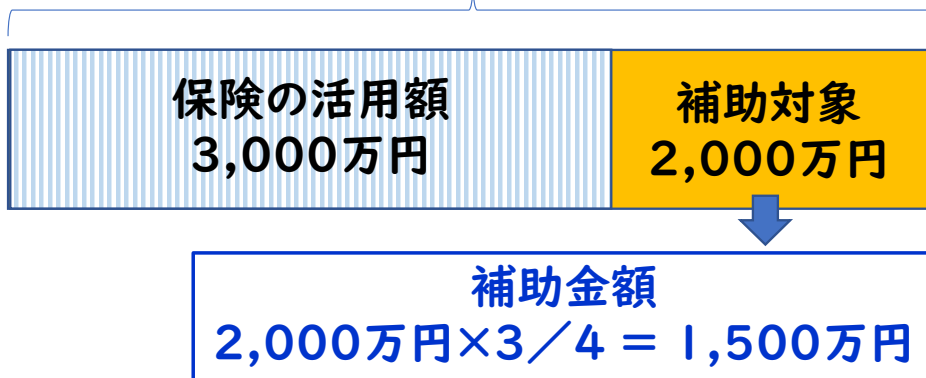
補助金額の算定方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{被災による} \\ \text{損害額} \\ \text{(原形復旧費用)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険の} \\ \text{活用額} \end{array} \right) \times \frac{3}{4} = \begin{array}{c} \text{補助金額} \\ \text{(上限3億円)} \end{array}$$

(一定の要件を満たす場合は1億円まで定額補助)

【計算例】

損害額5,000万円



⇒自己負担500万円

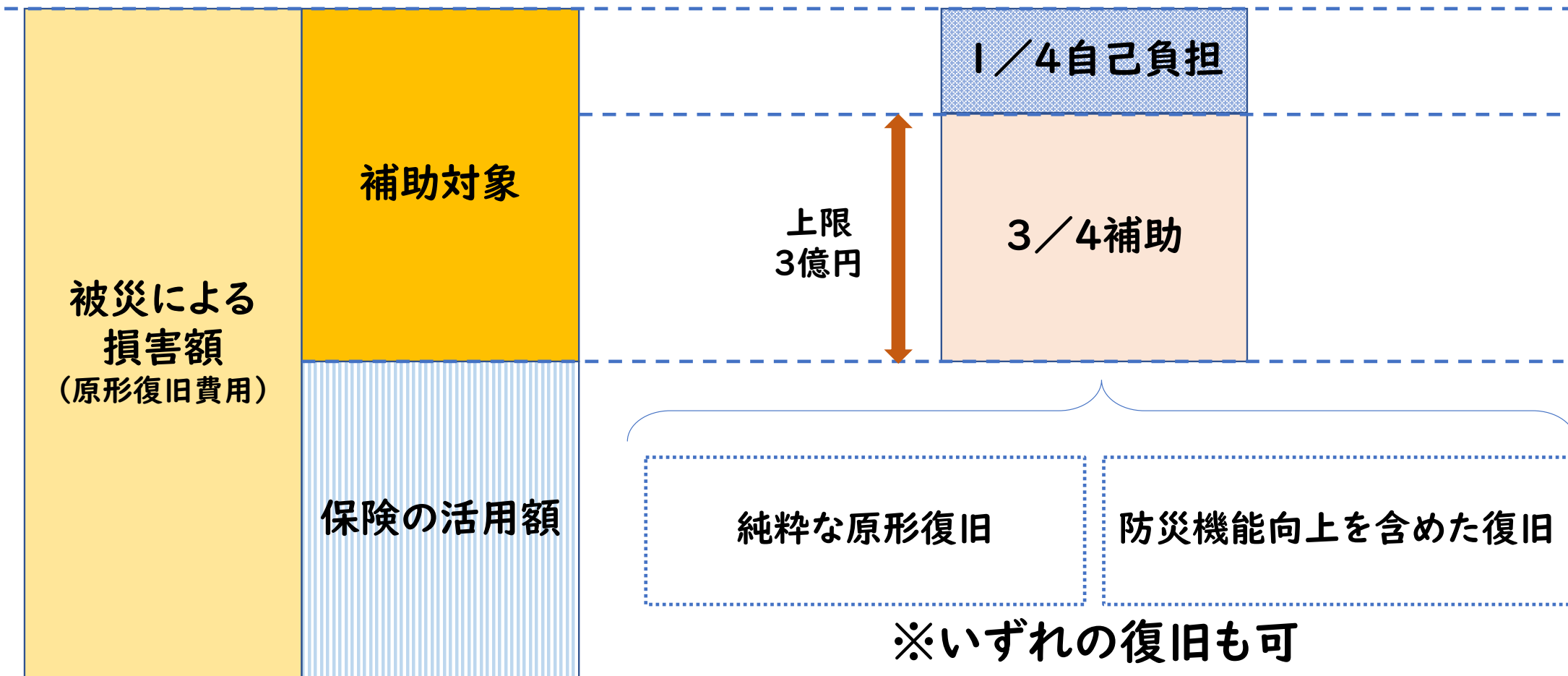
※定額補助の要件を満たす場合

損害額5,000万円



⇒自己負担ゼロ

「原形復旧費用の範囲内」であれば復旧方法を選択可

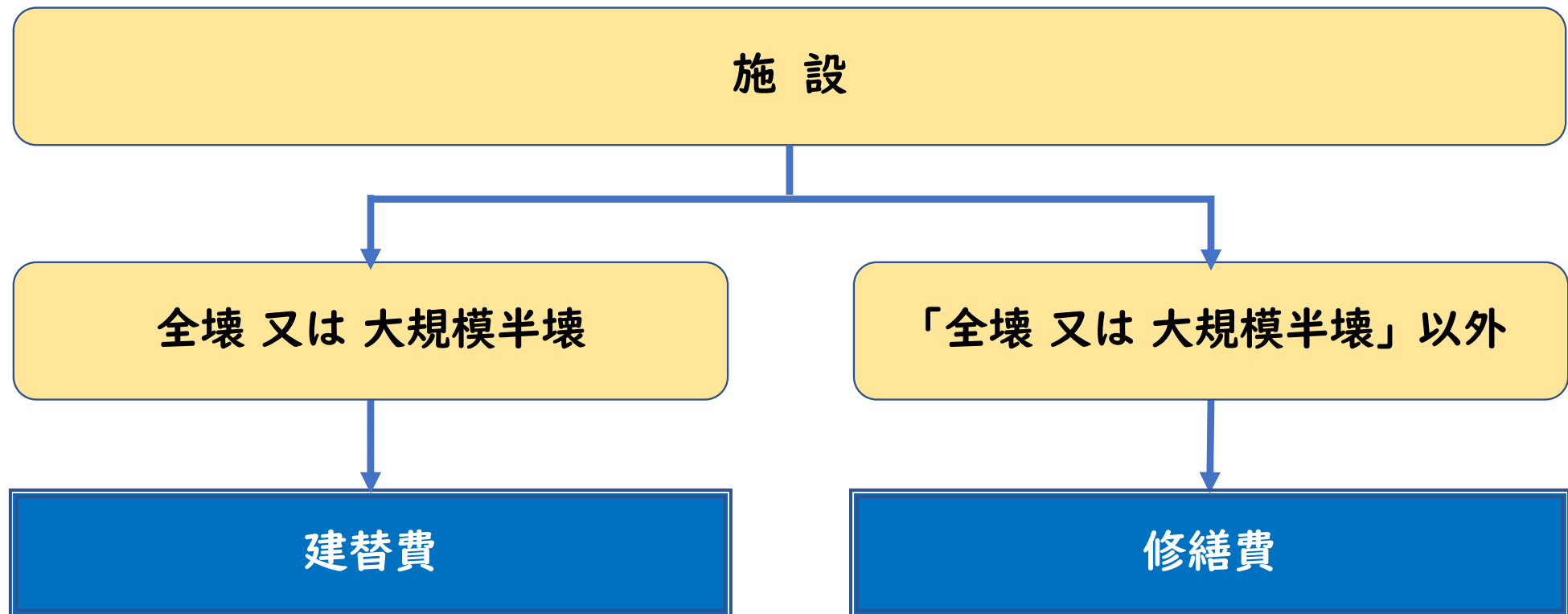


「原状復旧を上回る防災機能向上を含めた復旧」の主な例

- ・建物の復旧に伴う嵩上げ
- ・建物の復旧に伴うピロティ化
- ・施設・設備の復旧に伴う防水性の向上
(例:壊れた扉を復旧する際、遮水性の高い扉で復旧)

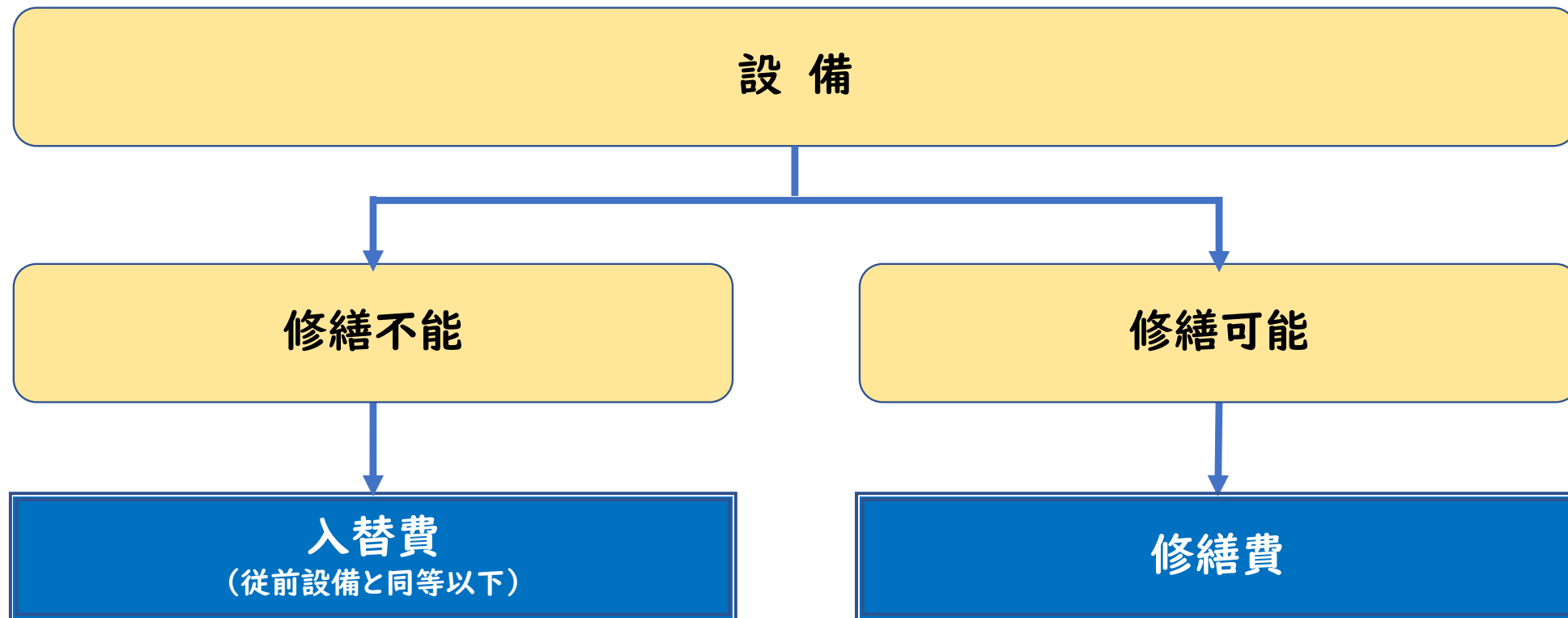
※防災機能の向上に限られ、生産機能の向上は対象となりません。

「被災による損害額（原形復旧費用）」の算定方法（施設）



※上記「建替費」及び「修繕費」は、あくまで「被災による損害額（原形復旧費用）」の算定方法であるため、実際の復旧方法は事業者において選択可

「被災による損害額（原形復旧費用）」の算定方法（設備）



※上記「入替費」及び「修繕費」は、あくまで「被災による損害額（原形復旧費用）」の算定方法であるため、実際の復旧方法は事業者において選択可

補助対象経費

補助対象経費	内 訳
施設	事務所、倉庫その他本事業の目的の範囲内で再建の実施に不可欠と認められる施設
設備	再建事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業者等の資産として計上するもの（什器備品のうち、一部の商品棚やディスプレイ等も対象になり得る。）

- ・施設又は設備の原形復旧のみならず、防災機能向上を含めた復旧も含む。なお、その場合も原形復旧費用に補助率を乗じた額が補助上限です。
- ・「施設」及び「設備」の復旧内容によって、移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・災害保険・共済の対象である施設又は設備は、その保険金を補助対象経費から控除する。
- ・消費税やリサイクル料等は、補助対象外です。
- ・令和3年8月豪雨による災害以降で、交付決定前に実施した復旧のための事業にも遡及適用されます。

申請にあたり必要となる書類等について

必要となる書類例	具体例
○被災した施設・設備の所有証明、利用証明	<ul style="list-style-type: none"> ・被災したことがわかる写真 ・申請者の所有物であることを証明するもの 例) 固定資産台帳、登記簿、課税台帳 ・業務上使用していたことを証明するもの 例) 整備記録など
○見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、複数者の見積を取得 ※防災機能向上を含めた復旧を行う場合、「純粋な原形復旧に係る見積書」と「防災機能向上を含めた復旧に係る見積書」の両方の見積り
○復旧後の施設・設備についての同等性証明	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した施設、設備の性能等を証明するもの 例) 建物の設計図、設備の仕様書 ・民間専門業者（メーカー、販売店）による「設備比較証明書」

2. 佐賀型商工業者BCP策定支援補助金

県内全域の被災商工業者のBCP（事業継続力強化計画等）の策定を支援
中小企業診断士などの専門家の助言を受けBCPを策定する経費を支援

- ✓ 補助率：3 / 4
- ✓ 上限額：75万円

災害など緊急事態発生時に事業の復旧・継続を図るため、想定されるリスクや対応策などを洗い出し



計画の策定



- ✓ リスク認識・被害想定
- ✓ 初動対応の手順
- ✓ 事前対策の内容
- ✓ 推進体制（上記の対応・対策の実行・見直し・訓練）

3. 佐賀県事業継続力強化支援補助金（災害型）

県内全域の被災商工業者の防災対策を支援
設備の嵩上げ、止水板の設置、排水ポンプの整備などを支援

- ✓ 補助率：2/3
- ✓ 上限額：200万円

設備の嵩上げ



止水板



排水ポンプ



- BCP(事業継続力強化計画等)の策定が要件です。
- 令和3年8月豪雨による災害以降で、交付決定前に実施した防災対策のための事業にも遡及適用されます。